

務	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

備 二 第 1 0 8 号

(機 隊)

令和7年10月15日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

警備部門が保有するドローンの部門を越えた利活用の推進について

警備部門が保有するドローン（以下「ドローン」という。）については、これまでに行方不明者の捜索、証拠品の捜索等警備部門以外で利活用されてきたところであるが、幅広くドローンの利活用を図ることは、警察業務の効率化に資するとともに、これまで困難であった業務を警察官の安全性を確保した上で実現可能にすることから、各位にあっては下記のとおりドローンの要請手続等を定めたので利活用に努められたい。

記

1 部門を越えた幅広い業務での利活用

各所属においては、捜査対象場所等に係る情報収集、上空からのような撃捜査等の捜査支援、山岳部等立入困難な地域での広範な行方不明者等捜索活動、不発弾処理や災害等発生による避難地域での警戒警ら活動、熊等出没時の対象の所在確認、高所からの撮影又は広範囲な撮影が有効な交通事故、労働災害、火災等の事件事故現場における実況見分、警察通信施設の点検等幅広い業務での利活用を検討すること。

2 派遣要請手続

(1) 担当窓口

警備部機動隊（以下「機動隊」という。）

(2) 具体的要領

ア 派遣要請を必要とする所属は、機動隊と事前調整した上で、青森県警察警備部機動隊運営規程（平成11年3月青森県警察本部訓令第11号）に定める「機動隊応援要請書」により、機動隊に対して要請を行うこと。

イ 当該要請を受理した機動隊は、原則として、ドローンの操縦に習熟した職員を操縦士として機体とともに派遣すること。

ウ 機動隊は、当該派遣の都度、本件担当宛てに連絡し、情報共有を図ること。

3 訓練の実施

警備第二課及び機動隊は、各所属におけるドローンの活用ニーズの把握に努めるとともに、各種事案を想定した実践的訓練や他部門との合同訓練を定期的に行うなど各所属との連携を図ること。

4 操縦士の更なる育成

警備第二課及び機動隊は、操縦士の飛行時間を確保して、操縦経験を積ませるための訓練計画を策定するとともに、関連資格を保有する職員の育成、確保に向けた取組を推進すること。

特に、操縦経験の浅い者に対しては、ドローンシミュレーターを積極的に活用するなどして、その育成に当たること。

5 各種報告

(1) 破損又は故障時における即報

ドローンの破損又は故障の際は、速やかに本件担当宛てに報告すること。

(2) 利活用に係る定期報告

機動隊は、部門を越えたドローンの利活用（他部門との合同訓練を含む。）の結果について、毎月10日までに、別記様式「ドローン利活用結果報告表」に必要事項を記載の上、本件担当宛てに報告すること。

【本件担当】

警備第二課警備実施係

5722～5724

ドローン利活用結果報告表

別記様式

包括申請済みの項目を記入